

1 第1回運営協議会における送付対象者変更に係る主な意見

(1) 肯定的意見

- ・他保険に加入していた時に送付されていたものが、後期高齢者に移行すると送付されなくなるのは問題があるのではないかと。
- ・医療機関からの請求内容の確認において効果があり、不正請求の防止につながる。
- ・全受診者への送付はよいが、記載内容を充実させて送るべきではないかと。
- ・健康や医療費に対する理解・認識の向上、健康維持のために送付する方がよい。
- ・情報の開示という点からも送付する方がよい。
- ・医療費通知を送付しないことにより生じる損失も目に見えない。
- ・厚労省のデータでは、保険者からの通知をきっかけにジェネリックに変えるという比率が非常に高いため、効果がある。

(2) 慎重的意見

- ・効果があるのか疑問であり、同じ費用をかけるのであれば、他の保健事業等に注力すべき
- ・所要経費が大きいため、交付税が増額されたとは言っても、補助金と交付金とは異なるため、市町村の意見を聞いた上で決めるべき。
- ・これまでの取扱いを変更するだけの理由があるのか疑問である。
- ・送付対象者の選定については、医療費や一部負担金が一定額以上の人には送付するなど、他の選定方法があるのではないかと。
- ・回数について、何回送付するのが適当なのか検討を要する。国から提示されている回数、当広域連合が示す回数でなくてもよいのではないかと。
- ・レセプトを電子請求する医療機関については、無料で領収明細書の発行が義務付けられることになっているため、病院にかかった都度、医療費がいくらかかっているかはわかる。

2 市町村アンケートの結果

運営協議会における市町村の意見を伺うべきであるとの意見を受け、平成26年9月に全179構成市町村に対し、全受診者に医療費通知を送付した場合は1回当たり5千万円の経費がかかることなどを明記した上で、医療費通知の送付対象者、送付回数に関する調査を実施した。無回答は1件。

(1) 送付対象者及び送付回数

(市町村数)

	年1回	年2回	年3回	その他	合計
全受診者	14	58	28	2	102
希望者	5	57	7	4	73
その他	0	2	0	1	3
合計	19	117	35	7	178

(2) 送付対象を全受診者とする主な意見

- 健康、医療、制度などに関する認識を深めることで医療費適正化につなげるため（24件）
- 受診内容、医療費、医療機関からの請求内容の確認のため（19件）
- 国の指導、方針があるため（15件）
- 他都府県、他保険者の取扱いとの整合性をとるため（8件）
- 国民健康保険から後期高齢者医療に移行した後も継続的な働きかけを行うため（6件） 他

(3) 送付対象を希望者のみとする主な意見

- 効果が見えないため（30件）
- 追加経費の金額が大きい（12件）
- 希望者が少なく、被保険者の需要がないと考えられるため（10件）
- 現状で不具合が生じていないため（6件） 他

3 今後の方針について（案）

前回の運営協議会でのご意見や市町村アンケートの結果を踏まえ、以下の理由により、通知内容を充実（自己負担額及び合計欄を追加）した上で、平成28年度より全受診者に対し年2回送付することとしたい。

- 医療費通知の効果を定量的に示すことは困難であるものの、被保険者に自己の健康についての関心や後期高齢者医療制度に対する認識を高めることで、医療費適正化につながるものと考えていること。
- 医療費通知を被保険者に直接届く広報媒体として活用することで様々な健康等に関する情報を提供することができること。
- 市町村アンケートでは、全受診者に対し送付すべきであるとの意見が過半数を占めたこと。
- 医療費通知は領収書とは異なり、一定期間内での受診状況を一覧で手軽に確認できることから、自己の健康に関する認識を深めるうえで、有用であると考えていること。
- 送付対象については、多くの被保険者に自己の健康についてより関心を持ってもらうことなどを目的としていることから、一部の方のみではなく、受診者全員に送付すべきであると考えていること。
- 送付回数については、現行の年2回から減らすと、現在、送付している方にとってはサービス低下につながり、また、国が求める年3回送付すると、市町村の負担が大きく増加すること。

【参考】

構成市町村の国民健康保険における医療費通知実施状況

(1) 送付対象者

全受診者：179市町村、希望者：0市町村

(2) 送付回数

(市町村数)

送付回数	年1回	年2回	年3回	年4回	年6回	年7回	年12回
市町村数	2	11	3	8	150	4	1

料金後納
郵便

〒 郵便番号
北海道〇〇市
××町1丁目2番3号

被保険者氏名 様

<<<<カスタマーバーコード出力域>>>>

後期高齢者医療に係る医療費通知
平成26年 9月30日

親展

問合せ先
〒060-0062
北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内
北海道後期高齢者医療広域連合 医療給付班
または、お住まいの市区町村窓口まで

■御案内は内側にあります。
①、②の順番でゆっくりとはがしてください。

この通知は、保険医療機関等で診療を受けられた医療費の額を知っていただくためのものであり、請求書ではありません。

本医療費通知は〇枚中の〇枚目になります。

被保険者番号 88888888 対象期間 平成26年 1月分～平成26年 6月分

受診年月	診療を受けた医療機関名称等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額
平成26年 2月	〇〇病院	医科外来	2	11800	1180
平成26年 4月	△△クリニック	医科外来	1	68400	6840
平成26年 4月	××薬局	調剤	1	80600	8060
合 計				160800	16080

医療費通知の見方については、裏面に記載しています。

②

①

* 医療費通知について *

- この通知は医療機関等からの請求書（診療報酬明細書）に基づき、医療費の総額が記載されています。
ただし、診療内容を審査中の場合等については、一部の受診記録が記載されていない場合があります。
- 「医療費の総額」のうち、9割（所得が一定以上の世帯に属する方は7割）に相当する額が後期高齢者医療保険から医療機関等へ支払われています。
残りの1割（又は3割）に相当する額は、皆様が医療機関等の窓口で負担された額となります。
- 傷病名、薬剤名等の診療内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。
- この通知は 確定申告(医療費控除)の際の添付資料としては使用できません。

●御案内は内側にあります。
裏面からゆっくりと丁寧に開けて御覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が終了した後に販売され、新薬と同じ有効成分を持つ医薬品のことです。

経済性

一般的には、新薬より安価で経済的と言え、皆様の自己負担額の軽減につながります。

効能・安全性

効き目や安全性は、新薬とほぼ同等です。

留意点

すべての医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありません。
また、医師の治療方針や医療機関・薬局の在庫により、ジェネリック医薬品を御用意できない場合もあります。

★ジェネリック医薬品を御希望される場合は、医師・薬剤師に御相談ください。

